

職業訓練ってなに！？

ハロートレーニング ～急がば学べ～

★ハロートレーニングとは公的職業訓練の愛称で、大きくわけて公共職業訓練と求職者支援訓練があります。

Q：職業訓練ってなに？

Q：職業訓練にはどんなコースがあるの？

Q：職業訓練のメリットや特典はあるの？

Q：小さな子供がいると職業訓練は受けられないかな？

Q：職業訓練受講後の資格取得や就職はどうか？

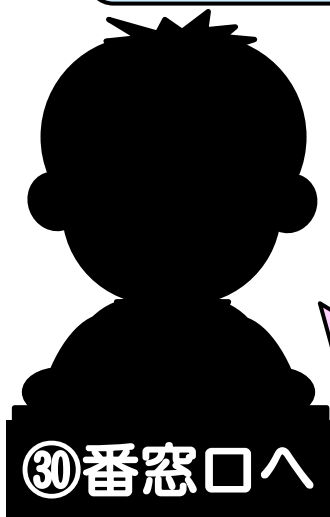
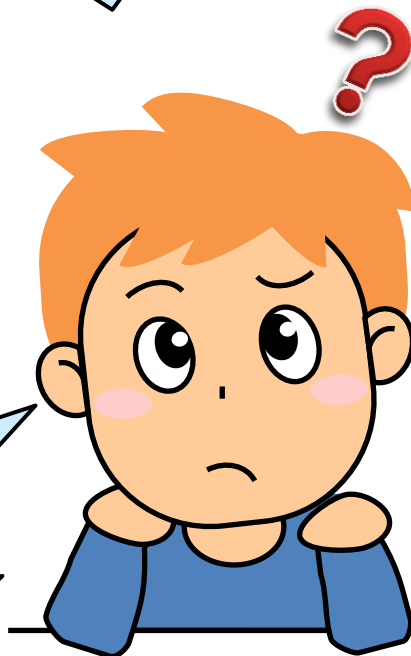
Q：職業訓練は何月から始まるの？

Q：職業訓練校に入学するにはどうしたらいいの？

Q：職業訓練に行くにはどのくらいの費用がかかるの？

Q：もっと職業訓練の事を詳しく知りたいのだけど、どうしたらいいの？

Q：選考には試験はあるの？



③〇番窓口へ

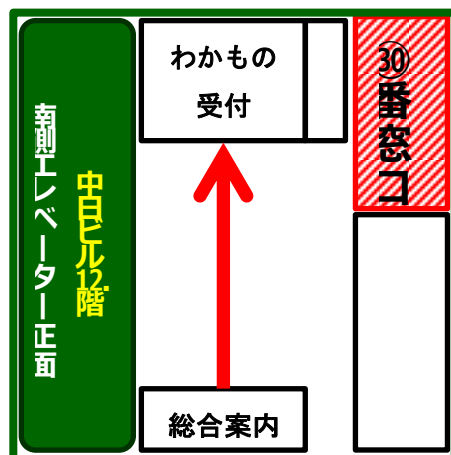
詳細をお知りになりたい方は、
総合案内から

愛知わかものハローワーク

③〇番

職業訓練相談窓口

をご案内します！！



★「職業訓練」とは

ハローワークでいう「職業訓練」とは「公的職業訓練」の略称で、この公的職業訓練には大きくわけて「公共職業訓練」と「求職者支援訓練」があります。

★公的職業訓練の概要

	公共職業訓練	求職者支援訓練
主な対象者 (※1)	雇用保険受給者	雇用保険(失業給付)を受けられない方、または支給終了した方
受講の特典	一定の要件(※2)を満たすと… 訓練受講中に受講手当が支給されたり、雇用保険の基本手当が延長される場合があります。	一定の要件(※3)を満たすと… 訓練受講中に職業訓練受講給付金(月10万円と通所手当)が支給されます。
受講料	無料(テキスト代等は自己負担)	
申込先	住所地を管轄するハローワーク	
選考	申込後、訓練実施施設で選考試験を行います(筆記試験、面接等)	

★公的職業訓練コース一覧

訓練系	訓練分野	コース例
ものづくり系	製造分野	モノづくり総合科 メカトロコース 陶磁器科
	機械分野	建築CADオペレータ科 3DCADマスター科
	建設分野	建築総合科 インテリアデザイナー養成科
	電気関連分野	電気工事士科 電気・通信技術科
事務系	営業・販売・事務分野	ビジネスパソコン科 不動産ビジネス科 宅建ビジネス科
	会計・経理分野	経理事務スタッフ養成科 会計ビジネス科 簿記マスター科
	医療事務分野	医療・調剤事務科 医療事務総合科
情報系	IT分野	JAVAプログラミング養成科 アプリプログラミング科
福祉系	介護・福祉分野	介護福祉士養成科 介護職員初任者研修
	保育分野	保育士養成科
サービス系	デザイン分野	Webマーケティングデザイナー養成科 WEBデザイナー科
	調理分野	カフェスタッフ養成科 フードコーディネーター養成科
	理容・美容分野	エステティシャン育成科 ネイル技術科 トータルエステティック科
	その他の分野	港湾荷役科 クレーン運転科 こども英語講師養成科
その他	農業・林業分野	総合造園科 住環境管理施工コース 農業科

※職業訓練には2ヵ月～2年のコースがあり、開校される時期も様々です。

※託児所付きのコースもあります。

(※1) 主な対象者でなくても受講できる場合があります。

(※2) 一定の要件とは 【受講あっせん(受講指示)に関する条件】

雇用保険の所定給付日数の2/3の日数分の支給を受け終わる日までに開講する公共職業訓練を受講することに対して受講指示できますが、所定給付日数が240日以上の方は150日分の支給を受け終わる日までとなります。

また、給付制限期間の無い所定給付日数90日の方は90日分、120・150日の方は120日分の支給を受け終わる日までとなります。

注：雇用保険の認定日に来所せず認定を受けなかった場合、受講指示ができなくなる場合があります。

(※3) 一定の要件とは 【職業訓練受講給付金の支給要件】

- 1 本人の収入が月8万円以下(※4)
- 2 世帯全体の収入が月25万円(年300万円)以下(※4、5)
- 3 世帯全体の金融資産が300万円以下(※5)
- 4 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 5 全ての訓練実施日に出席している
(やむを得ない理由がある場合でも、支給申請の対象となる各訓練期間の8割以上出席(※6)している)
- 6 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない(※5)
- 7 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

※4 「収入」とは、税引前の給与などのほか、年金その他全般の収入を指します。

手取り額の収入ではありませんのでご注意ください(一部算定対象外の収入もあります)。

※5 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母を指します。

※6 「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。遅刻・欠課・早退は欠席扱いとなります。